

○奈良県外国人観光客交流館条例

平成二十七年三月二十五日
奈良県条例第六十九号

奈良県外国人観光客交流館条例をここに公布する。

奈良県外国人観光客交流館条例

(設置)

第一条 奈良県を訪れる外国人観光客の交通、宿泊等の利便を図り、外国人観光客に対する接遇を向上することにより、奈良県における観光産業の振興等に寄与するため、奈良県外国人観光客交流館(以下「交流館」という。)を奈良市に設置する。

(事業)

第二条 交流館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 観光案内に関すること。
- 二 外国人観光客の宿泊等の利便を図ること。
- 三 外国人観光客に対し、日本文化等の体験及び奈良の産物等を紹介すること。
- 四 [前三号](#)に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な事業

(使用の承認)

第三条 交流館の[別表](#)に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

- 一 交流館の設置目的に違反するとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- 三 交流館の施設を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- 四 [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律\(平成三年法律第七十七号\)第二条第二号](#)に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- 五 交流館の管理上支障があるとき。

3 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(平二八条例五二・追加)

(使用の承認の取消し等)

第四条 知事は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。
- 三 使用の承認の条件に違反したとき。
- 四 [前条第二項各号](#)のいずれかに該当することとなったとき。
- 五 公益上特に必要があるとき。

(平二八条例五二・追加)

(損害賠償)

第五条 交流館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、[前項](#)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(平二八条例五二・追加)

(使用料)

第六条 使用の承認を受けた者は、[別表](#)に定める額の使用料を、規則で定めるところにより、納めなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、[前項](#)の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平二八条例五二・追加)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、交流館に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二八条例五二・旧第三条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成二七年規則第一六号で平成二七年七月一七日から施行)

別表(第三条、第六条関係)

(平二八条例五二・追加、平三一条例二九・一部改正)

施設	使用料(一室一泊につき)		備考
洋室ツイン	一人で使用する場合	五、二〇〇円	特定日に宿泊する場合の使用料は、上記金額の五割を

	二人で使用する場合	八、五〇〇円	上限として規則で定める額を加算した額とする。
	三人で使用する場合	一一、三〇〇円	
和室六畳	一人で使用する場合	四、二〇〇円	
	二人で使用する場合	七、〇〇〇円	
	三人で使用する場合	九、二〇〇円	
和室八畳	一人で使用する場合	四、七〇〇円	
	二人で使用する場合	七、五〇〇円	
	三人で使用する場合	九、九〇〇円	
	四人で使用する場合	一一、〇〇〇円	
和室十畳	一人で使用する場合	六、三〇〇円	
	二人で使用する場合	一〇、〇〇〇円	
	三人で使用する場合	一二、八〇〇円	
	四人で使用する場合	一五、〇〇〇円	
	五人で使用する場合	一六、二〇〇円	

注

- 1 「特定日」とは、十二月二十九日から翌年一月三日までの日その他近傍同種の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日をいう。
- 2 同伴する宿泊者の寝具を使用する七歳未満の者は、使用料の欄の人数に算入しないものとする。
- 附 則(平成二八年条例第五二号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。
- (平成二八年規則第一九号で平成二八年十一月二七日から施行)
- 附 則(平成三一年条例第二九号)抄
- (施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第五項の規定 公布の日
- (経過措置)
- 3 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県文化会館条例、奈良県立万葉文化館条例、奈良県立図書情報館条例、奈良県外国人観光客交流館条例、橿原公苑使用条例、奈良県立公園条例、奈良県労働会館条例、奈良県産業会館条例(別表の一の3を除く。)、奈良県立都市公園条例又は奈良春日野国際フォーラム条例の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- (この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)
- 5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。